

# 環境教育支援校事業実施要領

秋田県生活環境部温暖化対策課

## (目的)

第1条 環境教育支援校（以下「支援校」という。）を指定し、学校の環境教育を支援することにより、児童生徒の環境に対する意識の向上を目指す。

## (主催)

第2条 主催は秋田県（以下「県」という。）とする。ただし、物品提供等の一部の事務については、秋田県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が行う。

## (実施方法)

第3条 県は、教育庁及び各市町村教育委員会に通知を行うとともに、秋田県内の学校長と環境教育担当者に対し支援校の募集を行う。

- 2 環境教育支援校事業を行う対象は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校とする。
- 3 環境教育支援校は、全県で10校程度とする。
- 4 応募した学校が多数の場合は、新たに応募した学校を優先し、地区や校種のバランス等を考慮して決定する。
- 5 県は、支援校に指定された学校に通知を行うとともに、支援校に対しこどもエコクラブへの登録（もしくは継続）を条件とする。

## (環境教育プログラム)

第4条 環境教育プログラムは、当該各号に定めるものとする。

- (1) 学習指導要領における「環境教育」に関わる教科・領域等の内容の学習  
自然環境の調査や保全、資源やエネルギーの有効利用、再生可能エネルギーや新エネルギー、生態系や生物の多様性などに関する学習
- (2) 学校独自のプログラム  
学校・学年・学級・委員会・クラブ単位等での環境保全活動、地域の特色を活かした環境調査活動（水質、土壌、大気調査等）
- (3) 地球温暖化を防ぐ取組  
学校でできる地球温暖化対策や省エネ活動を考えた研究・実践
- (4) 海岸漂着物調査・プラスチックごみ削減の取組  
海岸漂着物やマイクロプラスチックの調査活動、海洋プラスチックごみなどの問題についての学習

(器具等の提供)

第5条 センターは、環境教育プログラムが円滑に進むよう、必要な器具等を支援校に選定してもらい提供する。

- 2 支援校は、県が通知する支援校指定通知と併せて送付する環境教育支援校提供希望器具等一覧表を参考に、器具等を選定する（教材カタログの表紙と当該ページのコピーを添付すること）。
- 3 提供限度額は、税込2万円程度とする。
- 4 器具等の提供に関する事務は、センターが行う。

(報告)

第6条 支援校は、年内の活動内容を報告書（本文180～200字程度と写真2枚程度）として作成し、12月下旬頃までにセンターへ提出する。

- 2 県及びセンターは、こどもエコクラブ活動報告集の作成、及びウェブページへの掲載をとおり、環境教育の普及啓発を図る。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和4年1月21日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和6年3月19日から施行する。

この要領の一部を改正し、令和7年3月6日から施行する。